

第 67 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 29 年 10 月

福井県人事委員会

写

人 委 第 1 2 3 号  
平成 29 年 10 月 6 日

福井県議会議長 松田 泰典 様  
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会  
委員長 野村 直之

### 職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。  
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。



# 報 告

## 1 職 員 の 給 与

### (1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月「平成 29 年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第 1 表に示すとおり、在職者数は、13,433 人であって、これら在職者の平均年齢は 42.0 歳であり、また、その男女別構成は男 57.5%、女 42.5%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の 6 種 9 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料 330,660 円、扶養手当 9,578 円、地域手当 5,382 円、計 345,619 円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料 352,980 円、扶養手当 8,156 円、地域手当 6,103 円、計 367,239 円である。

第 1 表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分											
平均 給 与 月 額	給 料	330,660	316,223	390,076	374,722	349,843	476,595	306,730	302,661	307,686	352,980
	扶養手当	9,578	10,955	9,019	6,465	8,966	15,220	5,254	3,092	1,857	8,156
	地域手当	5,382	4,693	5,620	5,430	5,160	80,537	4,407	4,293	4,333	6,103
	計(円)	345,619	331,871	404,715	386,617	363,969	572,352	316,391	310,047	313,876	367,239
在職者数(人)		3,443	1,730	2,134	4,559	283	152	272	839	21	13,433
性別 (人)	男	2,370	1,590	1,199	2,012	218	126	116	87	3	7,721
	女	1,073	140	935	2,547	65	26	156	752	18	5,712
学歴 (人)	大 学	2,381	1,066	1,972	4,434	272	152	192	254	13	10,736
	短 大	371	28	73	125	8		79	577	8	1,269
	高 校	688	636	88		3		1	8		1,424
	中 学	3		1							4
平均年齢(歳)		42.0	37.7	44.4	43.7	41.2	43.1	38.3	36.9	35.1	42.0
平均経験年数(年)		20.4	16.5	21.9	21.1	18.3	19.8	16.0	15.3	12.4	20.0

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成 18 年 4 月および平成 27 年 4 月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。  
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。  
 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第 4 表までについて同じ。)  
 4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

## (2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,448人で、全職員の40.6%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,156円（受給職員平均では20,111円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,448	40.6	0.8 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,156 〔受給職員 平均では 20,111〕
扶養親族 1人	1,734	12.9		
2人	2,004	14.9		
3人	1,285	9.6		
4人	358	2.7		
5人	60	0.4		
6人以上	7	0.1		
扶養手当非受給職員	7,985	59.4		
計	13,433	100.0		

## (3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は1,899人で全職員の14.1%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,514円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住居手当受給職員		1,899	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	1	0.1	25,514
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	768	40.4	
		手当額27,000円の受給者	1,130	59.5	

#### (4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,311人で全職員の84.2%を占めており、その内訳は交通機関等利用者674人(6.0%)、交通用具使用者10,354人(91.5%)、併用者283人(2.5%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,553円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)はいない。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は10,052人(97.1%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,311	100.0	
交通機関等利用者		674	6.0	10,553
55,000円までの者		674	6.0	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,354	91.5	12,044
自転車		288	2.5	
原動機付自転車等		14	0.1	
自動車		10,052	88.9	
併 用 者		283	2.5	15,161
55,000円までの者		283	2.5	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ( )内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

## 2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 418 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 117 事業所を対象に、「平成 29 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,736 人および研究員、医師等 54 職種の 342 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

### (1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 18.3%（昨年 28.6%）、ベースアップを中止した事業所は 17.8%（同 15.0%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.0%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 91.4%（昨年 90.8%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 30.5%（昨年 15.8%）、減額となっている事業所の割合は 6.3%（同 12.7%）、変化のない事業所が 54.6%（同 62.3%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	18.3	17.8	0.0	63.9
課 長 級	15.1	16.9	0.0	68.0

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	94.0	91.4	30.5	6.3	54.6	2.5	6.0
課 長 級	93.9	91.2	29.4	5.3	56.5	2.7	6.1

## (2) 民間における諸手当の支給状況

### (家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,408円
配偶者と子1人	17,079円
配偶者と子2人	21,539円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については10,000円、配偶者以外については、子1人につき8,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### (住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	36.1
支給しない	63.9
借家・借間住居者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

前記の「平成 29 年福井県職員給与実態調査」および「平成 29 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 9 表に示すとおり、民間給与が職員給与を 474 円（0.13%）上回った。

第 9 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	363,913 円
職 員 給 与 (B)	363,439 円
較 差 (A) - (B)	474 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.13%

#### (2) 特別給

「平成 29 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 10 表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 4.30 月を上回っている。

第 10 表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均給与月額	下半期 (A1)	332,161 円
	上半期 (A2)	336,831 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	771,182 円
	上半期 (B2)	696,925 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.32 月分
	上半期 (B2/A2)	2.07 月分
年 間 の 合 計		4.39 月分

(注) 下半期とは平成 28 年 8 月から平成 29 年 1 月まで、上半期とは平成 29 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

## 4 生 計 費 等

### (1) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、福井市においては昨年4月と比べ0.6%の上昇となっている。

また、家計調査(総務省)の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ150,850円、166,290円、181,710円、197,140円となった。

(参考資料第18表、第20表)

### (2) 雇用情勢

労働力調査(総務省)によれば、本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.4ポイント改善して2.8%(季節調整値)となっている。

また、一般職業紹介状況(厚生労働省)によれば、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月と比べ0.15ポイント上昇して1.48倍(季節調整値)、福井県では昨年4月と比べ0.17ポイント上昇して2.00倍(季節調整値)となっている。

(参考資料第20表)

## 5 人事院の報告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告するとともに、給与の改定について勧告し、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

### (1) 給与勧告の骨子

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

##### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

###### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。

その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

###### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円  
引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
29年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.85月(支給済み)	0.95月(現行0.85月)
30年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施

※ 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止

- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力が大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

## 6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

### (1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を474円(0.13%)下回っていることが判明した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.39月で、職員の年間平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.09月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

#### ア 改定すべき事項

##### (ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回ることとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

##### (イ) 諸手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。

#### イ 改定の実施時期

これらの給与改定は、平成29年4月1日から実施することとする。

### (2) 教員給与のあり方

教員給与については、「第2期教育振興基本計画」や国の教育再生実行会議の数次にわたる提言等を踏まえ、文部科学省は、平成30年1月から義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定において、教員特殊業務手当の一部を引き上げることとしている。

本県においても、教育現場の実情や他の都道府県の状況等を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

### (3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和(ワーク・

ライフ・バランス)、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、有為な人材の確保・育成、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

現在、国において、民間企業の長時間労働の是正について、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」に基づき、時間外労働の上限規制を始めとする労働制度の抜本改革が行われようとしている。地方公務員においても、こうした動きを踏まえながら、従前の取組にとどまらない、より実効性ある取組の推進が強く求められている。

本県においては、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施・拡充に加え、今年度から定期的な企画幹会議の開催による全職員の超過勤務の状況の把握や業務分担の見直しの協議が行われるなど、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げている。しかしながら、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

また、年次休暇の取得促進については、昨年3月の第3期特定事業主行動計画において、年次休暇の取得日数の目標値等が定められている。各任命権者においては、目標の実現に向け、計画に示された方策をさらに推進し、職場管理者においても、所属内職員に積極的に取得を呼びかけるなど、休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化や意思決定の迅速化等を進めるとともに、所属間の相互応援により、集中する業務に組織全体で対応するなど、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組む必要がある。加えて、新たな超過勤務縮減策について、各部局等での主体的な取組を推奨し、効果的な方策は横断的に展開させるなど、新たな仕組の検討も必要である。

職場管理者にあつては、自らが先頭に立って仕事の進め方の見直しを行うとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりにおいても、タイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。このため、管理職員、一般職員それぞれに対するタイムマネジメント能力の向上を図る研修を拡充させていくことなどが必要である。

#### （４）学校現場における教職員の負担軽減

総実勤務時間の短縮において、特に、学校現場を取り巻く環境は、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっている。

このため、文部科学省は、教員の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題であるとして、本年6月、中央教育審議会に教員の働き方改革の緊急対策の検討を諮問し、8月末に同審議会の特別部会から緊急提言を受けたところである。

教育委員会においては、この提言も含め、文部科学省が今後まとめる対策の内容を注視するとともに、引き続き、学校や教員の業務の見直しや効率化を推進するとともに

に、様々な調査・協力依頼等の必要性をさらに精査するなど、教員の業務の適正化を図る必要がある。特に、現在進めている学校運営支援員や部活動の負担を軽減する人員の早急な配置の拡大、校務支援システムの早期の全校導入、部活動休養日の拡大の徹底などについて、強い取組姿勢を持って進めていくことが重要である。

校長等は、率先して業務の見直しや効率化、合理化を図るとともに、教職員の勤務状況を的確に把握し、業務や勤務時間の割振りを適正に行うことで、教職員の負担軽減に努めていく必要がある。

## (5) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の有為な人材の確保にもつながるものである。

各任命権者においては、昨年3月に「福井県女性活躍推進計画」および「第3期特定事業主行動計画」を策定したところである。これらの計画では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要であることから、特に男性職員の育児参加を推進していくこととしており、配偶者が出産した際の2日以上 of 休暇取得や出産後1年以内での1週間以上の連続休暇取得を目標としている。任命権者においては、休暇制度等の趣旨や内容の周知、休暇・休業した職員の体験談の紹介など、休暇・休業の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートすることで、該当する職員の休暇・休業の取得を促進することが重要である。

## (6) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを的確に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組を行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間療養している職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。また、職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが必要である。

また、各任命権者においては、昨年度から実施している「ストレスチェック制度」

を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、職員におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていくことが不可欠である。

さらに、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものである。各任命権者においては、職場管理者に対し、ハラスメント防止に関する通知を行っており、引き続き周知徹底を図るとともに、職場管理者にあつては、これらの通知内容に十分留意し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、ハラスメントのない職場環境づくりに努めていくことが望まれる。

#### (7) 能力・実績に基づく人事管理の推進

改正地方公務員法に基づき、昨年度から本県でもすべての任命権者において人事評価制度を導入したところである。今後も職員の理解と納得を得ながら人事評価制度を適切に運用し、職員の能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

#### (8) 公務員の高齢期雇用

国家公務員の年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、地方公務員についても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた措置を講ずるよう国から要請されている。

段階的な年金支給開始年齢の引上げにより、本県においても、今後さらに再任用希望者の増加が見込まれることから、これらの職員の能力および経験を職務執行の中で一層活用していくことが必要である。

各任命権者においては、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を生かせるよう、引き続き職域の拡大などの検討をしていく必要がある。

なお、国においては、「公務員の定年の引上げに関する検討会」が設置され、検討が進められているところである。人事院においても、定年引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて論点整理を行うなど鋭意検討するとしており、本県においても国や他都道府県の動向を注視していく必要がある。

#### (9) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者たる責務や公務の活動に要する費用は、原則として税金によって賄われて

いることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要である。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

#### (10) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

### I 平成 29 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

#### 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

###### イ 勤勉手当について

(ア) 平成 29 年 12 月期の支給割合

###### a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.95 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.45 月分とすること。

###### b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.15 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.55 月分とすること。

(イ) 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

###### a 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

れ 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分とすること。  
再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分とすること。

## 2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## 3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

## II 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイおよび3の(2)のイについては、平成30年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
再任用 職員 以外の 職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	299,900	342,000	407,700	458,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	302,300	344,600	410,100	461,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	304,600	347,100	412,600	464,100
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	307,000	349,700	415,000	467,100
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	309,300	352,200	416,900	470,100
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	311,600	354,800	419,200	473,100
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	314,000	357,200	421,300	476,100
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	316,300	359,800	423,500	479,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	318,500	362,300	425,500	481,900
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	320,700	364,900	427,600	485,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	323,000	367,400	429,700	488,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	325,200	370,000	431,800	491,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	327,400	371,900	433,500	493,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	329,400	374,400	435,300	496,100
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	331,600	376,700	437,300	498,400
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	333,800	379,200	439,300	500,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	335,800	381,700	441,200	502,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	338,000	384,400	443,000	504,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	340,000	387,000	444,800	505,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	342,200	389,700	446,500	507,100
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	344,000	392,100	448,300	508,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	346,000	394,400	449,800	509,700
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	348,100	396,600	451,200	511,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	350,100	399,000	452,700	512,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	351,800	400,800	454,100	513,800
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	353,800	402,800	455,400	514,900
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	355,600	404,700	456,700	516,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	357,500	406,500	457,900	517,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	359,500	408,400	458,900	518,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	361,400	410,200	459,600	519,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	363,400	412,000	460,400	520,100
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	365,300	413,900	461,100	521,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	367,300	415,700	461,800	521,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	369,200	417,200	462,600	522,700
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	371,200	418,700	463,300	523,400
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	373,200	420,300	463,900	523,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	374,700	421,900	464,400	524,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	376,500	423,200	465,000	525,200
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	378,300	424,500	465,600	526,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	379,900	425,700	466,200	526,600
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	381,700	426,900	466,700	527,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	383,100	428,200	467,200	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	384,600	429,500	467,600	
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	386,200	430,700	467,900	
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	387,600	431,900	468,200	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	388,800	432,700		
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	390,000	433,500		
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	391,100	434,300		
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	392,200	434,900		
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	393,400	435,600		
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	394,600	436,300		
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	395,700	437,000		
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	396,400	437,800		
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	397,100	438,600		
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	397,800	439,000		
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	398,500	439,700		
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	399,100	440,200		
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	399,700	440,600		
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	400,200	441,000		
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	400,600	441,400		
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	401,000	441,800		
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	401,300	442,200		
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	401,600	442,600		
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	401,900	442,900		

65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	402,200	443,200		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	402,500	443,600		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	402,800	443,900		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	403,100	444,200		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	403,400	444,500		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	403,700			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	404,000			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	404,300			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	404,600			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	404,900			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	405,200			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	405,500			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	405,700			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	406,000			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	406,300			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	406,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	406,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	407,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	407,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	407,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	407,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	408,100			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	408,400			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	408,600			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	408,800			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	409,100			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	409,400			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	409,600			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	409,800			
94		294,400	342,200	381,100					
95		294,800	342,700	381,500					
96		295,200	343,100	381,900					
97		295,400	343,200	382,200					
98		295,700	343,700	382,700					
99		296,100	344,100	383,100					
100		296,500	344,400	383,500					
101		296,700	344,700	383,800					
102		297,000	345,100	384,300					
103		297,400	345,500	384,700					
104		297,700	345,900	385,100					
105		297,900	346,400	385,400					
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121									



教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	200,600	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	397,200	472,300
再任用 職 以外の 職 員	37	223,700	278,500	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	399,900	473,600
	39	227,300	282,400	401,300	474,300
	40	229,100	284,400	402,700	475,000
	41	230,800	286,200	404,400	475,600
	42	232,500	288,600	405,800	476,300
	43	234,100	290,900	407,100	477,000
	44	235,700	293,400	408,600	477,700
	45	237,200	295,500	410,200	478,300
	46	238,600	298,000	411,500	479,000
	47	239,900	300,300	413,000	479,700
	48	241,100	303,000	414,600	480,400
	49	242,600	305,400	416,300	481,000
	50	244,100	307,800	417,700	
	51	245,300	310,300	419,300	
	52	246,800	312,600	420,800	
	53	248,000	314,900	422,500	
	54	249,200	317,100	424,000	
	55	250,600	319,200	425,600	
	56	251,700	321,400	427,200	
	57	253,000	323,500	428,700	
	58	254,100	325,600	430,200	
	59	255,200	327,700	431,400	
	60	256,400	329,700	432,600	
	61	257,700	331,800	433,800	
	62	259,000	333,900	435,100	
	63	260,400	336,100	436,400	
	64	261,500	338,300	437,600	
	65	262,800	340,100	438,800	
	66	264,300	342,300	440,000	
	67	265,800	344,300	441,200	
	68	267,500	346,500	442,400	
	69	269,000	348,300	443,600	
	70	270,400	350,200	444,800	
	71	271,800	352,300	446,000	
	72	273,200	354,300	447,200	
	73	274,300	355,900	448,300	
	74	275,700	357,800	448,900	
	75	277,100	359,600	449,400	
	76	278,300	361,500	449,900	
					77 279,600 363,400 450,400
					78 280,800 365,100 451,000
					79 282,000 366,800 451,500
					80 283,200 368,400 452,000
					81 284,300 369,900 452,500
					82 285,500 371,400 453,100
					83 286,700 372,900 453,600
					84 287,900 374,300 454,100
					85 289,000 375,400 454,600
					86 290,100 376,800 455,200
					87 291,100 378,200 455,700
					88 292,300 379,500 456,200
					89 293,400 380,800 456,700
					90 294,500 382,100 457,200
					91 295,700 383,300 457,700
					92 296,900 384,600 458,200
					93 297,500 385,900 458,700
					94 298,500 387,000 459,200
					95 299,600 388,300 459,700
					96 300,800 389,500 460,200
					97 301,800 390,900 460,700
					98 302,900 391,900 461,200
					99 303,900 393,000 461,700
					100 305,000 394,000 462,200
					101 305,900 394,900 462,700
					102 307,000 395,900 463,200
					103 308,100 397,000 463,700
					104 309,100 398,100 464,200
					105 309,700 398,800 464,700
					106 310,600 399,700 465,200
					107 311,400 400,600 465,700
					108 312,200 401,500 466,200
					109 313,100 402,300 466,700
					110 313,500 403,200 467,200
					111 313,900 404,000 467,700
					112 314,400 404,800 468,200
					113 315,000 405,400 468,700
					114 315,400 406,100 469,200
					115 315,900 406,800 469,700
					116 316,400 407,500 470,200
					117 317,000 408,100 470,700
					118 317,500 408,600 471,200
					119 317,900 409,000 471,700
					120 318,400 409,400 472,200
					121 318,900 409,800 472,700
					122 319,300 410,100 473,200
					123 319,800 410,400 473,700
					124 320,300 410,600 474,200
					125 320,900 410,800 474,700
					126 321,200 411,100 475,200
					127 321,500 411,400 475,700
					128 321,800 411,600 476,200
					129 322,000 411,800 476,700
					130 322,300 412,100 477,200
					131 322,600 412,400 477,700
					132 322,900 412,600 478,200
					133 323,100 412,800 478,700
					134 323,300 413,100 479,200
					135 323,500 413,400 479,700
					136 323,800 413,600 480,200
					137 324,100 413,800 480,700
					138 324,300 414,100 481,200
					139 324,600 414,400 481,700
					140 324,900 414,600 482,200
					141 325,100 414,800 482,700
					142 325,300 415,100 483,200
					143 325,600 415,400 483,700
					144 325,800 415,600 484,200
					145 326,100 415,800 484,700
					146 326,300 416,100 485,200
					147 326,600 416,400 485,700
					148 326,900 416,600 486,200
					149 327,100 416,800 486,700
					150 327,300 417,100 487,200
					151 327,600 417,400 487,700
					152 327,900 417,600 488,200
					153 328,100 417,800 488,700
	再任用 職 員		233,600	273,900	330,700 414,800

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級			
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円			
再任用 職 員 以 外 の 職 員	1	156,300	172,200	290,100	406,300			
	2	157,800	174,300	292,700	407,800			
	3	159,300	176,400	295,600	409,300			
	4	160,800	178,600	298,100	410,800			
	5	162,500	180,600	300,600	412,200			
	6	164,400	182,800	303,000	413,600			
	7	166,200	185,000	305,300	415,100			
	8	168,000	187,200	307,700	416,700			
	9	169,800	189,500	310,100	418,100			
	10	171,900	192,300	312,700	419,500			
	11	173,900	195,000	315,400	420,900			
	12	175,900	197,700	318,300	422,200			
	13	177,900	200,600	320,800	423,500			
	14	180,100	202,300	322,800	424,900			
	15	182,300	204,000	324,800	426,300			
	16	184,500	205,700	327,100	427,700			
	17	186,800	207,500	329,200	428,900			
	18	189,400	209,200	331,400	430,200			
	19	191,900	210,900	333,700	431,400			
	20	194,400	212,500	335,800	432,700			
	21	196,900	214,300	338,100	433,800			
	22	198,600	216,200	340,300	435,000			
	23	200,300	218,100	342,600	436,300			
	24	202,000	220,000	344,900	437,600			
	25	203,500	221,700	346,700	438,900			
	26	205,100	223,700	348,500	440,100			
	27	206,700	225,700	350,400	441,100			
	28	208,200	227,700	352,300	442,200			
	29	209,900	229,600	354,100	443,400			
	30	211,600	232,300	355,900	444,200			
	31	213,300	235,000	357,600	445,000			
	32	215,000	237,700	359,500	445,900			
	33	216,500	240,300	361,000	446,800			
	34	218,200	243,100	362,700	447,300			
	35	219,900	245,700	364,200	447,800			
	36	221,600	248,400	366,000	448,300			
	37	223,100	250,900	367,900	448,800			
	38	224,800	253,400	369,400	449,300			
	39	226,500	255,900	370,800	449,800			
	40	228,200	258,200	372,400	450,300			
	41	229,800	260,900	373,500	450,800			
	42	231,500	263,300	374,900	451,300			
	43	233,100	265,500	376,300	451,800			
	44	234,700	267,700	377,800	452,300			
	45	236,400	269,800	379,300	452,800			
	46	237,900	272,000	380,900	453,300			
	47	239,200	274,200	382,500	453,800			
	48	240,600	276,200	384,000	454,300			
	49	242,000	278,500	385,400	454,800			
	50	243,400	280,500	386,900				
	51	244,900	282,400	388,400				
	52	246,100	284,400	389,800				
	53	247,200	286,200	391,000				
	54	248,600	288,600	392,300				
	55	249,800	290,900	393,400				
	56	251,000	293,400	394,500				
	57	252,200	295,500	395,900				
	58	253,400	298,000	397,100				
	59	254,500	300,300	398,300				
	60	255,700	303,000	399,600				
	61	257,100	305,400	400,800				
	62	258,300	307,800	401,800				
	63	259,500	310,300	403,200				
	64	260,400	312,600	404,500				
	65	261,400	314,900	405,700				
	66	262,800	317,100	406,800				
	67	264,200	319,200	408,000				
	68	265,700	321,400	409,100				
	69	267,300	323,500	410,100				
	70	268,800	325,600	411,300				
	71	270,300	327,800	412,500				
	72	271,700	329,800	413,700				
	73	272,700	331,900	414,300				
	74	273,900	334,000	415,100				
	75	275,200	336,200	415,800				
	76	276,400	338,400	416,300				
	77	277,700	340,100	416,600				
	78	278,800	342,000	417,000				
	79	280,000	343,700	417,400				
	80	281,200	345,500	417,800				
				81	282,400	347,300	418,100	
				82	283,300	349,100	418,500	
				83	284,500	350,600	418,900	
				84	285,700	352,400	419,200	
				85	286,700	353,600	419,500	
				86	287,600	355,200	419,900	
				87	288,300	356,700	420,300	
				88	289,300	358,200	420,600	
				89	290,300	359,600	420,900	
				90	291,200	360,900	421,200	
				91	292,100	362,300	421,500	
				92	293,000	363,700	421,700	
				93	293,300	365,200	421,900	
				94	294,000	366,500	422,200	
				95	294,700	367,800	422,500	
				96	295,500	369,000	422,700	
				97	296,300	370,000	422,900	
				98	297,100	371,000	423,200	
				99	297,900	372,000	423,500	
				100	298,600	373,000	423,700	
				101	299,500	373,900	423,900	
				102	300,000	374,900	424,200	
				103	300,500	375,900	424,500	
				104	301,000	376,900	424,700	
				105	301,200	377,700	424,900	
				106	301,600	378,600		
				107	301,900	379,500		
				108	302,100	380,500		
				109	302,300	381,300		
				110	302,500	382,300		
				111	302,800	383,300		
				112	303,100	384,300		
				113	303,300	384,900		
				114	303,500	385,800		
				115	303,700	386,700		
				116	304,000	387,600		
				117	304,300	388,400		
				118	304,600	389,100		
				119	304,900	389,900		
				120	305,200	390,700		
				121	305,300	391,300		
				122	305,500	392,100		
				123	305,800	392,800		
				124	306,100	393,500		
				125	306,300	394,100		
				126		394,800		
				127		395,300		
				128		395,900		
				129		396,600		
				130		397,200		
				131		397,700		
				132		398,200		
				133		398,500		
				134		398,800		
				135		399,100		
				136		399,400		
				137		399,700		
				138		400,000		
				139		400,300		
				140		400,600		
				141		400,900		
				142		401,200		
				143		401,500		
				144		401,800		
				145		402,000		
				146		402,300		
				147		402,600		
				148		402,800		
				149		403,000		
				150		403,300		
				151		403,600		
				152		403,800		
				153		404,000		
				154		404,300		
				155		404,600		
				156		404,800		
				157		405,000		
				158		405,300		
				159		405,600		
				160		405,800		
				161		406,000		
				162		406,300		
				163		406,600		
				164		406,800		
				165		407,000		
再任用 職 員					224,800	270,700	324,000	404,800

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、  
 教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの  
 給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	
再任用 職 員 以外 の 職 員	1	142,800	192,500	279,100	330,500	403,800	
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	406,500	
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	409,300	
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	412,000	
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	414,900	
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	417,500	
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	420,300	
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	423,000	
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	425,500	
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	428,200	
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	430,800	
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	433,400	
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	435,800	
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	438,400	
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	441,000	
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	443,500	
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	445,800	
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	448,200	
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	450,700	
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	453,200	
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	455,100	
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	457,200	
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	459,300	
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	461,300	
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	463,200	
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	465,100	
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	467,100	
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	469,100	
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	470,900	
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	472,800	
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	474,800	
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	476,800	
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	478,500	
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	480,100	
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	481,700	
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	483,400	
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	484,900	
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	486,000	
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	487,300	
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	488,500	
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,400	
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	490,300	
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	491,300	
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	492,300	
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	493,100	
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	493,900	
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	494,700	
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	495,500	
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	496,100	
	50	231,000	292,900	368,900	416,100		
	51	232,700	294,000	370,200	417,600		
	52	234,400	295,100	371,500	419,000		
	53	235,900	296,300	372,200	420,400		
	54	237,700	297,500	373,200	421,800		
	55	239,400	298,800	374,100	423,200		
	56	241,000	299,900	375,100	424,600		
	57	242,300	300,900	375,900	425,700		
	58	243,500	302,000	376,700	427,000		
	59	244,500	303,200	377,400	428,400		
	60	245,600	304,300	378,100	429,700		
	61	246,700	305,200	378,700	430,500		
	62	247,800	306,300	379,400	431,400		
	63	248,700	307,400	380,300	432,400		
	64	249,800	308,500	381,200	433,300		
	65	251,000	309,400	381,800	434,200		
	66	252,100	310,500	382,600	435,000		
	67	253,200	311,400	383,400	435,600		
	68	254,100	312,400	384,200	436,400		
	69	255,000	313,400	384,800	436,800		
	70	256,400	314,400	385,500	437,400		
	71	257,900	315,500	386,200	437,900		
	72	259,300	316,600	386,900	438,400		
	73	260,700	317,200	387,600	438,900		
	74	262,100	318,200	388,200	439,500		
	75	263,500	319,300	388,800	440,000		
	76	264,600	320,400	389,500	440,500		
	77	265,700	321,500	390,200	441,000		
	78	266,900	322,500	390,800	441,600		
	79	268,200	323,400	391,400	442,100		
	80	269,300	324,300	392,000	442,600		
	81	270,600	325,400	392,600	443,100		
	82	271,900	326,200	393,200	443,700		
	83	273,200	326,900	393,800	444,200		
	84	274,400	327,700	394,400	444,700		
	85	275,500	328,200	394,900	445,200		
	86	276,600	328,700	395,400	445,800		
	87	277,900	329,200	395,900	446,300		
	88	279,100	329,700	396,600	446,800		
	89	280,000	330,000	397,000	447,300		
	90	281,200	330,500				
	91	282,200	331,000				
	92	283,400	331,500				
	93	284,300	331,800				
	94	285,300	332,200				
	95	286,300	332,700				
	96	287,300	333,200				
	97	287,700	333,700				
	98	288,600	334,200				
	99	289,300	334,700				
	100	290,200	335,200				
	101	291,100	335,700				
	102	291,800	336,200				
	103	292,500	336,700				
	104	293,200	337,200				
	105	293,900	337,700				
	106	294,400	338,100				
	107	294,900	338,600				
	108	295,400	339,000				
	109	295,600	339,500				
	110	296,000	339,900				
	111	296,300	340,400				
	112	296,600	340,800				
	113	296,900	341,300				
	114	297,200	341,700				
	115	297,500	342,200				
	116	297,800	342,600				
	117	298,100	343,100				
	118	298,500	343,500				
	119	298,800	343,900				
	120	299,200	344,300				
	121	299,500	344,700				
	再任用 職 員		217,100	258,300	283,100	325,500	379,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
		円	円	円	円		
	1	246,400	331,800	396,700	471,100		
	2	248,900	334,800	399,600	473,400		
	3	251,400	337,700	402,500	475,600		
	4	253,900	340,700	405,300	477,900		
	5	256,200	343,400	408,000	480,200		
	6	260,000	346,700	410,700	482,400		
	7	263,800	349,800	413,500	484,600		
	8	267,600	352,900	416,200	486,800		
	9	271,200	355,700	418,600	488,800		
	10	275,200	358,600	421,300	490,900		
	11	279,200	361,700	423,900	493,000		
	12	283,200	364,900	426,600	495,100		
	13	287,000	367,900	429,000	497,200		
	14	291,000	371,500	431,500	499,300		
	15	294,900	374,700	433,900	501,400		
	16	298,800	378,400	436,400	503,500		
	17	302,600	382,000	438,500	505,600		
	18	306,200	384,700	440,900	507,600		
	19	309,700	387,500	443,200	509,600		
	20	313,300	390,200	445,600	511,600		
	21	316,900	393,100	447,200	513,400		
	22	320,600	395,700	449,600	515,200		
	23	324,100	398,300	452,000	517,100		
	24	327,600	400,700	454,300	519,000		
再任用 職員 以外の 職員	25	331,100	402,900	456,300	520,700		
	26	333,900	405,200	458,600	522,500		
	27	336,500	407,400	460,800	524,300		
	28	339,100	409,700	463,100	526,100		
	29	341,900	412,000	465,300	527,800		
	30	344,000	414,100	467,600	529,600		
	31	346,200	416,100	469,900	531,400		
	32	348,600	418,200	472,100	533,200		
	33	350,900	420,200	474,100	534,800		
	34	353,300	422,100	476,200	536,600		
	35	355,500	423,900	478,300	538,300		
	36	358,000	425,900	480,400	540,100		
	37	360,400	427,800	482,500	541,700		
	38	362,800	429,800	484,300	543,300		
	39	365,200	431,800	486,100	544,700		
	40	367,400	433,800	487,900	546,300		
	41	369,700	435,600	489,600	547,800		
	42	371,100	437,400	491,400	549,200		
	43	372,600	439,100	493,200	550,600		
	44	374,000	440,900	495,000	551,900		
	45	375,300	442,800	496,600	553,100		
	46	376,700	444,600	498,300	554,100		
	47	378,200	446,400	500,100	555,100		
	48	379,700	448,100	501,900	556,100		
	49	380,900	449,900	503,500	557,100		
	50	381,900	451,600	504,800	558,000		
	51	382,900	453,400	506,100	558,900		
	52	383,800	455,200	507,400	559,800		
	53	384,700	457,100	508,500	560,600		
	54	385,600	458,300	509,800	561,500		
	55	386,300	459,500	511,100	562,400		
	56	387,200	460,700	512,400	563,300		
	57	388,000	461,900	513,400	564,200		
	58	388,900	462,900	514,200	565,100		
	59	389,700	463,900	515,000	566,000		
	60	390,500	464,900	515,800	566,700		
	61	391,100	465,700	516,700	567,600		
	62	391,600	466,400	517,500	568,500		
	63	392,000	467,100	518,400	569,400		
	64	392,500	467,800	519,200	570,300		
	65	392,800	468,500	520,100	571,200		
	66		469,200	521,000	572,100		
	67		469,900	521,700	573,000		
	68		470,600	522,600	573,900		
	69		470,900	523,500	574,800		
	70		471,600	524,300	575,700		
	71		472,300	525,200	576,600		
	72		473,000	526,100	577,500		
	73		473,400	526,900	578,400		
	74		474,000	527,800	579,300		
	75		474,700	528,700	580,200		
	76		475,400	529,400	581,100		
	77		475,800	530,200	582,000		
	78		476,400	531,100	582,900		
	79		477,000	532,000	583,800		
	80		477,500	532,900	584,700		
	81		478,100	533,700	585,600		
	82		478,600	534,600	586,500		
	83		479,100	535,500	587,400		
	84		479,600	536,400	588,300		
	85		480,000	537,200	589,200		
	86		480,600	538,100	590,100		
	87		481,000	539,000	591,000		
	88		481,500	539,900	591,900		
	89		482,000	540,700	592,800		
	90		482,600				
	91		483,200				
	92		483,600				
	93		484,100				
	94		484,700				
	95		485,300				
	96		485,900				
	97		486,400				
	再任用 職員			295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再任用 職員 以外の 職員	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	

57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600		
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900		
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300		
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500		
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800		
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900		
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200		
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500		
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700		
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	407,000		
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	407,300		
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	407,600		
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	407,800		
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	408,100		
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	408,400		
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	408,700		
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	408,900		
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,100	325,000	345,900				
87		289,300	325,200	346,200				
88		289,500	325,600	346,500				
89		289,900	326,000	346,900				
90		290,100	326,400	347,200				
91		290,300	326,800	347,600				
92		290,500	327,200	347,900				
93		290,900	327,500	348,300				
94		291,100	327,700	348,600				
95		291,300	328,100	348,900				
96		291,600	328,400	349,200				
97		292,000	328,600	349,500				
98		292,300	328,900	349,900				
99		292,500	329,200	350,300				
100		292,800	329,500	350,700				
101		293,100	329,700	351,200				
102		293,300	330,000	351,600				
103		293,500	330,400	352,000				
104		293,800	330,600	352,400				
105		294,100	330,700	352,900				
106			331,000					
107			331,400					
108			331,600					
109			331,800					
110			332,200					
111			332,600					
112			333,000					
113			333,200					
再任用 職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
再任用 職員以外 の職員	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
	44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
	45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
	46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
	47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
	48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
	49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
	50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
	51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
	52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
	53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
	54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
	55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
	56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200	
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300		
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900		
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300		
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900		
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400		
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800		
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300		
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900		
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300		
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600		
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900		
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300		
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	430,700		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	431,000		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	431,300		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	431,700		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	432,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	432,400		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	432,700		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	433,100		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200			
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700			
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000			
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300			
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800			
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200			
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500			

85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
94	281,400	314,600	348,000	366,000			
95	282,300	315,300	348,700	366,400			
96	283,300	315,900	349,300	366,700			
97	284,000	316,600	349,700	367,300			
98	284,800	316,900	350,100	367,800			
99	285,400	317,500	350,600	368,300			
100	286,300	318,200	351,000	368,800			
101	287,100	318,600	351,500	369,400			
102	287,900	319,200	351,900	369,900			
103	288,700	319,800	352,400	370,400			
104	289,500	320,400	352,800	370,800			
105	290,200	320,800	353,100	371,400			
106	290,700	321,300	353,600	371,900			
107	291,200	321,800	354,000	372,400			
108	291,700	322,300	354,300	372,900			
109	291,900	322,700	354,800	373,500			
110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
14							

## 福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級						
		給料月額 円											
再任用 職 以外 の 職 員	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300						
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900						
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400						
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000						
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900						
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400						
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700						
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200						
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700						
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400						
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000						
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700						
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100						
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400						
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600						
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000						
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800						
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800						
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700						
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500						
	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400						
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200						
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000						
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900						
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700						
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200						
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700						
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300						
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900						
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200						
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500						
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700						
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900						
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200						
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500						
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700						
	37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900						
	38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700						
	39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500						
	40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300						
	41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900						
	42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600						
	43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300						
	44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000						
	45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800						
	46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600						
	47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000						
	48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700						
	49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200						
	50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600						
	51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000						
	52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400						
	53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800						
	54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	442,200						
	55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	442,600						
	56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	442,900						
	57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	443,200						
	58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	443,600						
	59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	443,900						
	60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	444,200						
	61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	444,500						
	62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700							
	63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000							
	64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300							
	65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600							
	66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900							
	67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200							
	68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500							
	69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700							
	70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000							
	71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300							
	72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600							
	73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800							
	74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100							
	75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400							
	76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600							
								77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800
								78	250,400	315,300	341,000	385,600	
								79	251,400	316,000	341,500	386,100	
								80	252,400	316,700	341,900	386,700	
								81	253,300	317,000	342,100	387,200	
								82	254,000	317,300	342,400	387,600	
								83	255,000	317,900	342,900	388,000	
								84	256,000	318,200	343,300	388,400	
								85	256,700	318,600	343,600	388,600	
								86	257,500	318,900	343,900	388,800	
								87	258,200	319,300	344,400	389,100	
								88	259,100	319,600	344,800	389,400	
								89	259,700	320,100	345,100	389,600	
								90	260,500	320,500	345,500	389,900	
								91	261,300	320,800	345,900	390,200	
								92	262,100	321,100	346,100	390,400	
								93	262,600	321,600	346,400	390,600	
								94	263,300	322,000		390,900	
								95	263,800	322,200		391,200	
								96	264,500	322,600		391,400	
								97	265,200	323,000		391,600	
								98	265,900	323,400		391,900	
								99	266,600	323,800		392,200	
								100	267,300	324,200		392,400	
								101	267,800	324,400		392,600	
								102	268,300	324,700			
								103	268,700	325,000			
								104	269,200	325,300			
								105	269,300	325,700			
								106	269,600	325,900			
								107	269,900	326,200			
								108	270,200	326,600			
								109	270,600	327,000			
								110	270,900	327,300			
								111	271,300	327,700			
								112	271,600	328,000			
								113	271,900	328,300			
								114	272,200	328,700			
								115	272,500	329,000			
								116	272,900	329,200			
								117	273,200	329,300			
								118	273,500	329,700			
								119	273,900	330,100			
								120	274,300	330,500			
								121					

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000



# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成29年職員給与実態調査の概要	28
第1表 部局別、給料表別職員構成	29
第2表 給料表別人員の推移	29
第3表 給料表別、学歴別職員構成	30
第4表 平均給与月額の前年比較	30
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	31
第6表 給料表別、級別平均経年数	41
第7表 給料表別年齢構成	42
第8表 扶養手当の支給状況	43
第9表 職員の通勤状況	43
第10表 住居手当の支給状況	45

## 2 民間給与関係資料

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	46
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	47
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	48
第14表 民間における初任給の改定状況	58
第15表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	58
第16表 民間における賞与の配分状況	58
第17表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	58

## 3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	59
第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	60
第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	60

## 4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	61
-------------	----

# 1 職員給与関係資料



## 平成29年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

### (2) 調査の範囲

平成29年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

### (3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

### (4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,443	25	9	13	298	5	3	92	31	170	66	288	3,443
警察職												1,730	1,730
教育職(一)								1,425	709				2,134
教育職(二)										2,877	1,682		4,559
研究職	232				30							21	283
医療職(一)	152												152
医療職(二)	264									4	4		272
医療職(三)	838											1	839
福祉職	21												21
合計	3,950	25	9	13	328	5	3	1,517	740	3,051	1,752	2,040	13,433

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数%)

給料表		年月											
		19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月	29年4月	
行政職	職員数	3,498	3,405	3,338	3,288	3,215	3,336	3,348	3,367	3,360	3,397	3,443	
	指数	101.6	98.9	97.0	95.5	93.4	96.9	97.2	97.8	97.6	98.7	(100.0)	
警察職	職員数	1,648	1,648	1,655	1,655	1,647	1,700	1,710	1,697	1,718	1,724	1,730	
	指数	95.3	95.3	95.7	95.7	95.2	98.3	98.8	98.1	99.3	99.7	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,310	2,277	2,249	2,248	2,247	2,246	2,206	2,200	2,191	2,160	2,134	
	指数	108.2	106.7	105.4	105.3	105.3	105.2	103.4	103.1	102.7	101.2	(100.0)	
教育職(二)	職員数	4,838	4,783	4,734	4,686	4,644	4,637	4,636	4,606	4,578	4,575	4,559	
	指数	106.1	104.9	103.8	102.8	101.9	101.7	101.7	101.0	100.4	100.4	(100.0)	
研究職	職員数	306	304	296	291	286	279	270	275	282	290	283	
	指数	108.1	107.4	104.6	102.8	101.1	98.6	95.4	97.2	99.6	102.5	(100.0)	
医療職(一)	職員数	120	121	125	137	137	136	144	144	143	146	152	
	指数	78.9	79.6	82.2	90.1	90.1	89.5	94.7	94.7	94.1	96.1	(100.0)	
医療職(二)	職員数	263	260	266	276	282	271	285	282	280	274	272	
	指数	96.7	95.6	97.8	101.5	103.7	99.6	104.8	103.7	102.9	100.7	(100.0)	
医療職(三)	職員数	641	680	670	683	691	691	705	718	730	790	839	
	指数	76.4	81.0	79.9	81.4	82.4	82.4	84.0	85.6	87.0	94.2	(100.0)	
福祉職	職員数	31	29	26	26	25	24	22	18	19	21	21	
	指数	147.6	138.1	123.8	123.8	119.0	114.3	104.8	85.7	90.5	100.0	(100.0)	
合計	職員数	13,655	13,507	13,359	13,290	13,174	13,320	13,326	13,307	13,301	13,377	13,433	
	指数	101.7	100.6	99.5	98.9	98.1	99.2	99.2	99.1	99.0	99.6	100.0	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,381	69.2	371	10.8	688	20.0	3	0.1	3,443	(100.0)	2,370	68.8	1,073	31.2
警察職	1,066	61.6	28	1.6	636	36.8			1,730	(100.0)	1,590	91.9	140	8.1
教育職(一)	1,972	92.4	73	3.4	88	4.1	1	0.0	2,134	(100.0)	1,199	56.2	935	43.8
教育職(二)	4,434	97.3	125	2.7					4,559	(100.0)	2,012	44.1	2,547	55.9
研究職	272	96.1	8	2.8	3	1.1			283	(100.0)	218	77.0	65	23.0
医療職(一)	152	100.0							152	(100.0)	126	82.9	26	17.1
医療職(二)	192	70.6	79	29.0	1	0.4			272	(100.0)	116	42.6	156	57.4
医療職(三)	254	30.3	577	68.8	8	1.0			839	(100.0)	87	10.4	752	89.6
福祉職	13	61.9	8	38.1					21	(100.0)	3	14.3	18	85.7
合計	10,736	79.9	1,269	9.4	1,424	10.6	4	0.0	13,433	(100.0)	7,721	57.5	5,712	42.5

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成29年(A) (円)				平成28年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	330,660	9,578	5,382	345,619	333,575	9,258	5,372	348,205	99.1	103.5	100.2	99.3
警察職	316,223	10,955	4,693	331,871	317,772	10,989	4,782	333,543	99.5	99.7	98.1	99.5
教育職(一)	390,076	9,019	5,620	404,715	390,221	8,476	5,651	404,348	100.0	106.4	99.5	100.1
教育職(二)	374,722	6,465	5,430	386,617	378,504	6,337	5,471	390,312	99.0	102.0	99.3	99.1
研究職	349,843	8,966	5,160	363,969	352,679	8,788	5,215	366,683	99.2	102.0	98.9	99.3
医療職(一)	476,595	15,220	80,537	572,352	474,487	15,432	80,309	570,228	100.4	98.6	100.3	100.4
医療職(二)	306,730	5,254	4,407	316,391	305,971	4,728	4,392	315,091	100.2	111.1	100.3	100.4
医療職(三)	302,661	3,092	4,293	310,047	305,486	2,792	4,327	312,605	99.1	110.7	99.2	99.2
福祉職	307,686	1,857	4,333	313,876	297,257	1,381	4,180	302,819	103.5	134.5	103.7	103.7
合計	352,980	8,156	6,103	367,239	355,722	7,926	6,106	369,754	99.2	102.9	100.0	99.3

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給	級別																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政職	1								3		1	3	1		2	2	2	1		5				1	2	5			3	63	4	
	2								6	5	5	37	12	8	3	31	20	13	9	36	20	12	13	27	19	16	6	23	22	16		
	3																	7	9	5	9	8	18	17	15	12	16	15	9	15	12	
	4																			1										2	1	
	5																															
	6					1						1																				
	7						1																								1	
	8																			1		5	8	4	4	3	3	9	2	4	4	1
	9								1					6	1	3	2	1			1			1	3		1	1				
計																																
警察職	1				16			19	3			15	2			19	1			14	25	8	4	38	11	8	3	10	3	6		
	2																				27	5	7	5	19	4	7	3	18	4	10	
	3							1		1									6	1	7	3	5	1	6	2	7		3	3	9	
	4												1					1		1		3		2			2	2	1	3		
	5																							2				1	1		2	
	6																															
	7																															
	8																															
	9																														2	
計																																
教育職(一)	1																												1			
	2		1			7		1	7	4	1	5	17		4	4	14	5	7	2	14		7	5	1	12	12	6	8	12	8	3
	3																															
	4																							1		2	3	3	4	4	5	4
計																																
教育職(二)	1																															
	2																42		11	38	17	9	5	45	11	10	11	42	26	10		
	3																															
	4																					3	11	15	36	29	56	15	4	6	19	15
計																																

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 級	給 料 表
4	61	9	5	6	46	23	10	4	42	11	16	3	7	8		5	6	1	1	1	2	1	2	3		1			2	1	行 政 職
8	20	8	9	6	5				2				1	1											1					2	
16	13	17	11	18	19	12	10	15	20	22	14	15	18	22	13	16	16	24	16	13	10	10	5	14	11	8	9	8	7	3	
1	2			2	2	1	4	3	2	4	8	5	11	32	14	17	9	19	23	18	24	14	15	22	30	16	19	18	31	4	
																1		4	3	2	4	1	5	7	3	6	5	7	9	5	
							1																	1			4	21	6	6	
								1	21	8	2	1	1	4	2				1					1	1					7	
4	1	1				2																								8	
										2																					
																											計	警 察 職			
1	7	6	3	4	6	2	2		3	3	1	4	3	1		2	2		1			1									1
2	14	7	18	1	12	5	11	4	16	5	13	7	6	9	16	5	7	2	2	3	9		1								2
4	11	5	5	2	14	4	8	3	9	5	11	9	13	8	13	6	12	7	9	9	8	10	4	10	8	4	2		2	1	3
1	4		4	2	2	1	2	3	3	5	6	10	3	10	5	8	13	11	8	19	7	11	7	10	6	8	8		8	8	4
			1			3	1		1	1	1		1	8	2	4	3	4	3	4	9	4	2	2	5	1	3		1	3	5
					1								1			1	2				1	1			1	1	3		1		6
																					1	3	2	1	8		1		2		7
														4	3	2									5						8
1	2		1			1		1	2																					9	
																											計	教 育 職 (一)			
1			1											1		1									1	1					1
9	14	11	8	12	10	11	7	11	8	5	1	15	4	13	6	15	3	3	5	2	3	10	6	9	4	12	7		12	8	2
																											4		6	7	3
3	2	3		2	1					2																				4	
																											計	教 育 職 (二)			
																															1
11	40	23	14	18	39	37	15	20	36	31	17	15	34	36	16	11	26	44	15	20	19	10	6	36	18	31	10		51	9	2
																															3
8	2	7	6	4	5	6	5	2	1	1																				4	
																											計				

給料表	級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		行	1			2																										
	2				1			1																								
	3	3		1	2		1	1				1		1	1							5			1	1						
	4	21	16	22	16	16	17	17	16	16	6	7	3	2	8	4	4	2	3		2	2		3	2	2	1	2	3	1	2	
	5	11	12	8	19	16	14	21	31	26	22	30	29	27	26	22	19	24	22	18	25	20	16	23	22	25	24	27	24	21	28	
政	6	21	14	23	6	10	6	13	12	9	9	2	3	5	6	4	9	5	9	4	1	2	8	3	3	12	6	3	5	2		
	7									2																						
	8																															
職	9																															
	計																															
警	1																															
	2																															
	3	4	3	3	2	1	1				1	2	2		2			2	1			1		1			2	2	1			
	4	5	6	10	10	2	8	7	10	2	4	3	5	2	1	4	2	2		3	1	1		3		2	1	2	1		3	
	5	2	3	3	2	6	2	1	2	7	4	2	3	1	3	3	2	2	4		4	2	5	4	5	2	4	10	8	2	4	
察	6		2		2	1			1		1	1	1				1	4	2	2		1	3	1	2	3	4	2	1	15	14	
	7	3	1	3		1	1	1			2				1	2	1	2	2	2	4			1	2	1						
	8	2																														
職	9																															
	計																															
教育職	1			2		4		2	1	2	1	1	2		1	3	1		2	1		3		6	2			5	1	3		
	2	8	9	15	6	6	2	6	4	17	4	19	7	8	6	12	3	18	11	14	13	21	10	17	5	21	9	19	8	10	10	
	3	4	4	1	1	4		2	3	2		1		1		3	2		3		1				1							
(一)	4																															
	計																															
教育職	1																															
	2	15	6	7	7	17	14	38	13	21	28	36	18	18	20	26	18	12	9	16	16	34	13	24	28	8	3	39	11	32	29	
	3										1		2	23	44		13	2	11	11	30	29	5	6	11	11	10	4	7	5		
(二)	4																															
	計																															

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	身 級	給 料 表															
																															1	政 職														
																															2															
1											1		1				1					3									3															
1			3	1	3	2	4	2	3	3	2	2	3	25																	4															
24	11	248																													5															
3		16																													6															
																															7															
																															8															
																															9															
																																														計
																																1	警 察 職													
																																2														
1		1		1		1	1																								3															
1	4	2	3		5		3	3		2	3		3	1	2	2	3	2	2	2	2		2	3	3	9	3	7	5	4																
1	5	5	2	4	3	6	3	3	1	50																					5															
5	3	25																													6															
																															7															
																															8															
																															9															
																																														計
3	1			3		1	3	3	2	2	2	1	1	5		2				3	1	3		2		1				1	教育 職 (一)															
20	7	16	13	23	10	13	18	23	28	11	16	5	25	12	23	17	24	9	24	16	30	13	25	13	31	13	37	18	22	2																
																																	3													
																																	4													
																																1	教育 職 (二)													
38	21	21	43	33	16	24	22	32	29	27	21	29	16	27	19	33	11	30	23	29	26	22	16	30	36	15	27	24	37	2																
10	8	2	6	4	4	2		2																							3															
																																4														
																																														計

給料表	等級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行政職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警察職	1																																
	2																																
	3																																
	4	8	5	1	3	6	5	4	6	17																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
	計																																
教育職(一)	1																																
	2	20	38	22	40	25	39	24	48	28	24	46	38	48	57	38	74	25	30	2	6												
	3																																
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	19	31	32	48	29	32	58	64	50	83	57	42	39	64	37	48	46	60	52	51	59	64	85	103	101	104	89	88	26	31		
	3																																
	4																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	身給 級	給料表	再 任用	
																			380	194,176	1	行 政	28	
																			422	228,500	2		26	
																			614	292,004	3		14	
																			640	362,031	4			
																			992	394,278	5			
																			269	406,719	6			
																			47	424,296	7			
																			56	450,617	8			
																			23	502,067	9			
																			3,443	330,660	計		68	
																				257	206,204	1	警 察 職	
																				284	242,206	2		1
																				307	274,857	3		6
																				441	353,888	4		15
																				258	407,986	5		3
																				110	427,101	6		
																				47	440,002	7		2
																				16	451,955	8		
																				10	468,600	9		
																			1,730	316,223	計		27	
																				89	301,865	1	教 育 職 (一)	7
																				1,956	391,014	2		34
																				50	451,118	3		
																				39	466,073	4		
																			2,134	390,076	計			41
																						1	教 育 職 (二)	
1	8			1																4,040	367,100	2		51
																				263	428,017	3		
																					256	440,264	4	
																			4,559	374,722	計		51	

給料表 等級	給料表																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
研究職	1																														
	2				2			1	1	1	1	2	4	1	3	5	2	3	2	1		1		9	4	4	2	3	3	1	
	3									3	1	1	6	3	2	1	1		1	1		2		1	2	1		2	2	1	
	4																														
	5																											2	2	1	1
	計																														
医療職 (一)	1	2		3			1													1											
	2			1			3	1		10	1		5																		
	3		1	6	2	1		2	1	1		2	5				3			8	1	1		2	1		1	1	2	1	
	4																										2		2		2
	計																														
医療職 (二)	1																									1					
	2				1			3			5	1		4		1		8	1	1	1	1	7	1	1	1	10	3	1		
	3																	4	11	7	5	4	10	3	7	5	4	1	6		
	4																							1	1	2	1	2	3		
	5																1										1		2		
	6																														
	7																										1	1	2		
計																															
医療職 (三)	1																														
	2					3		1		48	1		54	3	5	1	30	6	10	1	20	8	5	2	6	2	8	5	3		
	3												4	7	2	12	5	5	7	5	6	3	8	8	1	6	7	11	5	5	
	4															1	3	2	2	1	9	8	5	5	6	8	7	9	4		
	5																1	7	4	5	6	5	3	4	3	4	6	3	6		
	6																														
	7																														
計																															
福祉職	1																							1				1			
	2																						1	1	1		1	1	1	1	
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級表		
																															1	研究 職
3	5		2	1	3	2	3	1	4	1	4	1			1															2		
	2	1		1	3	1		2			2	2		2				1	1	3	1		1	1			2	3	1	3		
																					1	1						2		1	4	
																															5	
																											計					
																														1	医療 職 (一)	
																														2		
	1	1			3		2	1			1	1	2			1	1		3				1					2	3	3		
1		1	3			5		1		1	2		1	1		1	1	4			2	1		1	1	2	3		4	4		
																											計					
															1							1								1	医療 職 (二)	
1	4	2												1																2		
1	1	3	2		3		1	1		1																				3		
1			3	2				3		3		3																		4		
		1		1	1	1		2		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1		1	1	1	1		2		1	1	5		
											1	1				1	1		1					1				1		6		
	1																													7		
																											計					
																														1	医療 職 (三)	
	11	4	9	3	8	1	2	1	1	1	1	1		2	1		1			1			1						2			
3	1	1	2	5	3	1	2	3	1	1				1		1	2	1		1				1					3			
11	3	2		1	2		1					1																	1	4		
6	2	2	2	1	1	2	1	3	5	3	2	8	2	6	2		2	1	3	1	1	2	2	4	4	2	1	4	3	5		
											1	4		1	1	2		3	3	3						1				6		
					1																									7		
																											計					
									1				1																	1	福 社 職	
												1	1							1	1									2		
			1																											3		
																	2						1							4		
																														5		
																														6		
																											計					

給料表		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
研究職	1																															
	2																															
	3	2	1	4		2	2	1	2		2	5	3	2			3	2	3	2	2	3			2					2	44	
	4	1	2		1	1	1	1	2		1	3		2	2	2	2	2			4	2		1	1		2	1	1			
	5																															
	計																															
医療職 (一)	1																															
	2																															
	3		1		1									1																		
	4			1		1	2		1	1	1	2	1		1	3	1		1	1												
	計																															
医療職 (二)	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
	5		1	3	2	2	1	2	1	1	1	1		4	2	1	2	3			1	2	1	2			29					
	6							1		1		1																				
	計																															
医療職 (三)	1																															
	2																															
	3																															
	4		1																													
	5	2	2	1	6	1	1	1	4	5	3	1	2	7	6	1	4	3	4	4	3	4	6	1	2	2	6	8	5	2	8	5
	6																															
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4												1														1					
	5																															
	計																															

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月および平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																						1		2	
																					87	250,576	2	研	6
																					150	378,004	3	究	
																					40	442,911	4	職	
																					6	464,729	5		
																					283	349,843	計		8
																					7	261,000	1		
																					21	365,595	2	医	
																					65	459,442	3	療	
																					59	560,579	4	(一)	
																					152	476,595	計		
																					3	207,467	1		1
																					58	222,065	2		
																					80	258,704	3	医	
																					25	302,052	4	療	
																					91	388,903	5	職	
																					10	413,682	6	(二)	
																					5	430,769	7		
																					272	306,730	計		1
																							1		
																					271	225,053	2		
																					138	269,626	3	医	
																					93	299,451	4	療	
3	9	64																			317	376,911	5	職	
																					19	419,317	6	(三)	
																					1	437,724	7		
																					839	302,661	計		
																					4	228,950	1		
																					11	286,663	2	福	
																					1	341,500	3		
																					5	410,160	4	社	
																							5		
																							6		
																					21	307,686	計		

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
行政職	男	2.6	6.6	14.6	24.0	28.6	31.7	32.9	35.3	34.0	21.0
	女	3.2	7.1	15.6	23.5	31.1	30.6	36.7	36.3		19.2
	計	2.8	6.8	15.0	23.8	29.4	31.6	33.2	35.4	34.0	20.4
警察職	男	2.9	5.9	10.7	21.7	29.1	31.6	32.7	35.1	36.0	17.2
	女	3.3	5.9	11.3	16.5	21.0					8.9
	計	2.9	5.9	10.7	21.3	29.0	31.6	32.7	35.1	36.0	16.5
教育職(一)	男	13.8	22.2	32.9	34.2						22.6
	女	17.4	21.0	30.8	35.4						20.9
	計	15.4	21.6	32.7	34.4						21.9
教育職(二)	男		18.5	32.2	35.1						21.5
	女		20.2	31.3	35.3						20.8
	計		19.5	32.0	35.1						21.1
研究職	男		5.5	21.7	33.9	36.2					19.8
	女		4.8	18.9	30.0						13.2
	計		5.3	21.0	33.8	36.2					18.3
医療職(一)	男	3.4	7.8	16.3	30.9						20.6
	女	2.5	8.3	14.4	26.7						16.1
	計	3.1	7.9	15.9	30.4						19.8
医療職(二)	男	4.0	4.6	8.8	13.6	27.2	32.4	35.2			17.2
	女	9.0	5.0	10.0	14.1	26.6	31.0	39.0			15.1
	計	5.7	4.8	9.6	13.9	26.9	32.0	35.8			16.0
医療職(三)	男		3.6	10.3	12.9	22.6					9.8
	女		3.8	10.5	13.3	26.7	35.9	38.0			15.9
	計		3.8	10.5	13.3	26.5	35.9	38.0			15.3
福祉職	男		10.0		31.0						17.0
	女	3.5	9.3	15.0	24.3						11.7
	計	3.5	9.5	15.0	25.6						12.4

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	3	129	242	233	254	328	408	427	346	2,370
	女	2	77	133	130	141	165	211	106	108	1,073
	計	5	206	375	363	395	493	619	533	454	3,443
警察職	男	30	161	240	277	223	162	122	139	236	1,590
	女	8	26	44	23	24	14	1			140
	計	38	187	284	300	247	176	123	139	236	1,730
教育職(一)	男		24	84	109	133	142	187	276	244	1,199
	女		25	68	95	105	181	189	146	126	935
	計		49	152	204	238	323	376	422	370	2,134
教育職(二)	男		77	188	215	220	208	271	400	433	2,012
	女		110	284	244	313	316	347	475	458	2,547
	計		187	472	459	533	524	618	875	891	4,559
研究職	男		6	33	30	21	20	36	27	45	218
	女		5	11	16	7	14	7	5		65
	計		11	44	46	28	34	43	32	45	283
医療職(一)	男		1	8	22	19	16	21	15	24	126
	女			2	7	6	4	3	2	2	26
	計		1	10	29	25	20	24	17	26	152
医療職(二)	男		4	21	29	10	10	13	8	21	116
	女		5	32	47	18	14	16	11	13	156
	計		9	53	76	28	24	29	19	34	272
医療職(三)	男		18	16	16	23	7	2	3	2	87
	女		115	110	126	117	75	57	72	80	752
	計		133	126	142	140	82	59	75	82	839
福祉職	男			1		1			1		3
	女		2	4	3	4	3	2			18
	計		2	5	3	5	3	2	1		21
合計	男	33	420	833	931	904	893	1,060	1,296	1,351	7,721
	女	10	365	688	691	735	786	833	817	787	5,712
	計	43	785	1,521	1,622	1,639	1,679	1,893	2,113	2,138	13,433

## 第8表 扶養手当の支給状況

### (1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族たる配偶者を有するもの
1人		1,734	555
2人		2,004	542
3人		1,285	734
4人		358	275
5人		60	50
6人以上		7	7
計		5,448	2,163

### (2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.0	1.2	0.9	0.7	0.9	1.6	0.6	0.3	0.2	0.8

## 第9表 職員の通勤状況

### (1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関等利用者(A)	交通用具使用者				併用者(C)	(A)+(B)+(C)
				自転車	原動機付自転車等	自動車	小計(B)		
知事部局		3,950	479	195	8	2,291	2,494	197	3,170
各種委員会		383	50	17		246	263	33	346
県立学校		2,257	22	16	1	2,029	2,046	5	2,073
小・中学校		4,803	11	4	1	4,143	4,148	5	4,164
警察本部		2,040	112	56	4	1,343	1,403	43	1,558
計		13,433	674	288	14	10,052	10,354	283	11,311

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	交通用具	部局					計
		知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	
2以上 3未満	自転車	116	10	6	2	32	166
	原動機付自転車	3					3
	自動車	174	13	104	424	149	864
3～4	自転車	51	4	2		18	75
	原動機付自転車	4				1	5
	自動車	219	14	143	427	182	985
4～5	自転車	17	2	3		3	25
	原動機付自転車						
	自動車	164	15	151	385	117	832
5～6	自転車	5	1		1		7
	原動機付自転車	1			1		2
	自動車	117	14	149	366	92	738
6～8	自転車	2		2		2	6
	原動機付自転車					1	1
	自動車	190	27	220	585	131	1,153
8～10	自転車	2		2	1		5
	原動機付自転車						
	自動車	180	21	162	476	133	972
10～12	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	148	22	201	360	90	821
12～14	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	140	19	150	261	95	665
14～16	自転車			1		1	2
	原動機付自転車					1	1
	自動車	130	14	122	210	53	529
16～18	自転車						
	原動機付自転車					1	1
	自動車	125	16	105	164	43	453
18～20	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	83	14	70	101	43	311
20～22	自転車						
	原動機付自転車			1			1
	自動車	90	12	66	97	37	302
22～24	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	77	8	65	72	27	249
24～26	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	49	7	57	62	31	206
26～28	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	48	7	52	46	37	190
28～30	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	60	3	43	27	25	158

距

離

段

階

区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計
30～32						
	61	7	38	25	17	148
32～34						
	38	2	19	13	8	80
34～36						
	30	2	29	11	10	82
36～38						
	20	2	21	4	2	49
38～40						
	1					1
40～42						
	17	1	9	7	6	40
42～44						
	15	1	8	2	4	30
44～46						
	22	2	11	4	1	40
46～48						
	15		9	4	4	32
48～50						
	10	1	7	1	1	20
50～52						
	9		3	3	2	17
52～54						
	3		2	1		6
54～56						
	6		2			8
56～58						
	6			1		7
58～60						
	10	1		2	1	14
60～						
	8		4			12
計						
	27	1	7	2	2	39
計	195	17	16	4	56	288
	8		1	1	4	14
	2,291	246	2,029	4,143	1,343	10,052

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)			借家・借間に係る受給者一人当たり平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者	
行政職	428		160	268	25,572
警察職	174		68	106	25,427
教育職(一)	290	1	81	208	25,945
教育職(二)	646		307	339	25,245
研究職	74		28	46	25,701
医療職(一)	41		5	36	26,634
医療職(二)	39		17	22	25,979
医療職(三)	199		99	100	25,314
福祉職	8		3	5	25,563
計	1,899	1	768	1,130	25,514

## 2 民間給与関係資料



## 平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会および人事院

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 418事業所

#### イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、統計的手法に則って各層から117事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係293人（うち行政職に相当する調査実人員286人）、初任給関係以外の調査職種4,785人（うち行政職に相当する調査実人員4,450人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、24,434人であり、行政職に相当するものは19,916人である。

### (5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	107	34	48	25
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	8	4	2	2
製造業	53	12	27	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	15	7	6	2
卸売・小売業	11	3	7	1
金融・保険業、不動産業	4	3	0	1
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	16	5	6	5

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が10事業所あった。  
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員	大学卒	192,512 <sup>円</sup>	195,324 <sup>円</sup>	186,016 <sup>円</sup>	187,667 <sup>円</sup>
	短大卒	166,067	174,400	162,951	165,000
	高校卒	160,324	159,331	159,430	167,333
新卒技術者	大学卒	197,095	192,625	198,197	194,260
	短大卒	159,670	—	159,670	—
	高校卒	161,064	159,233	160,731	170,000
新卒事務員・技術者計	大学卒	194,610	194,900	195,178	190,021
	短大卒	164,735	174,400	161,986	165,000
	高校卒	160,767	159,309	160,477	168,400

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

### 第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

#### 1 公民給与比較の職種

##### (1) 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
			円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	3	54.6	743,780	151	743,629	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	55.3	830,909	219	830,690	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	工場長	5	53.1	618,191	0	618,191	・ 構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.6	645,642	0	645,642	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	121	53.4	561,392	540	560,852	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	86	53.3	578,689	20	578,669	
	短大卒	7	50.4	557,391	0	557,391	
	高校卒	27	54.6	514,114	2,250	511,864	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	91	51.0	617,586	863	616,723	同上
	大学卒	63	50.2	635,341	538	634,803	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
	短大卒	15	52.6	607,042	54	606,988	
	高校卒	13	53.2	543,400	3,332	540,068	
	事務部次長	34	50.2	519,773	341	519,432	
	大学卒	29	51.0	529,645	408	529,237	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	4	47.0	454,741	0	454,741	
	技術部次長	33	52.3	538,012	817	537,195	
大学卒	16	53.2	563,439	1,186	562,253	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
短大卒	4	49.7	479,935	1,931	478,004		
高校卒	13	52.0	523,302	0	523,302		
事務課長	261	48.7	472,662	2,686	469,976		
大学卒	164	47.5	465,842	2,445	463,397	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
短大卒	18	48.5	463,965	0	463,965		
高校卒	79	51.1	487,457	3,686	483,771		
技術課長	338	49.9	556,341	11,489	544,852	同上	
大学卒	155	47.6	554,967	1,336	553,631	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
短大卒	54	48.9	494,892	5,327	489,565		
高校卒	129	53.0	581,264	25,590	555,674		

(注)1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	104	45.3	424,241	18,332	405,909	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>	
	大学卒	60	42.2	408,624	21,218	387,406		
	短大卒	14	43.9	369,953	16,561	353,392		
	高校卒	29	51.2	475,296	14,329	460,967		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術課長代理	56	47.4	497,894	21,595	476,299		同上
	大学卒	32	44.7	505,038	19,278	485,760		
	短大卒	4	47.7	377,382	24,923	352,459		
	高校卒	20	51.6	507,417	24,704	482,713		
	事務係長	343	44.8	408,031	43,215	364,816		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	171	43.5	400,032	34,628	365,404		
	短大卒	55	45.5	374,595	38,260	336,335		
	高校卒	117	46.8	438,998	60,508	378,490		
	技術係長	379	47.1	550,355	107,405	442,950		同上
	大学卒	131	43.7	542,676	120,206	422,470		
	短大卒	63	45.1	549,267	108,541	440,726		
	高校卒	185	49.9	555,707	98,698	457,009		
	事務主任	204	40.2	325,526	36,369	289,157		<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	大学卒	101	37.8	338,360	41,038	297,322		
	短大卒	52	42.2	309,615	32,796	276,819		
	高校卒	51	43.3	315,151	30,297	284,854		
	技術主任	207	43.4	465,033	71,810	393,223		同上
	大学卒	60	39.6	388,541	64,283	324,258		
	短大卒	30	43.8	445,955	62,643	383,312		
	高校卒	115	45.5	509,447	75,777	433,670		
	中学卒	2	34.7	486,821	198,061	288,760		
	事務係員	1,228	34.9	284,568	28,877	255,691		
大学卒	550	31.3	283,814	27,793	256,021			
短大卒	204	40.0	279,417	26,011	253,406			
高校卒	471	37.9	287,855	31,595	256,260			
中学卒	3	47.4	297,423	48,996	248,427			
技術係員	1,043	30.6	345,203	63,622	281,581			
大学卒	426	29.0	325,538	66,446	259,092			
短大卒	171	31.0	335,305	55,017	280,288			
高校卒	442	31.8	365,580	64,052	301,528			
中学卒	4	33.2	277,957	39,946	238,011			

- (注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)
- 2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ)

## (2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	3	54.6	743,780	151	743,629	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	55.3	830,909	219	830,690	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	工場長	2	52.0	589,042	0	589,042	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	69	53.2	595,721	26	595,695	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	57	52.9	599,742	32	599,710	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	11	54.2	577,232	0	577,232	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	47	52.1	703,604	124	703,480	同上
	大学卒	37	51.3	711,947	159	711,788	
	短大卒	7	55.1	708,986	0	708,986	
	高校卒	3	54.3	607,774	0	607,774	
	事務部次長	21	52.1	595,374	115	595,259	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
	大学卒	19	52.4	591,705	128	591,577	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	13	55.9	630,210	0	630,210	同上
大学卒	5	56.0	679,527	0	679,527		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	7	55.8	609,581	0	609,581		
事務課長	155	49.0	506,636	2,080	504,556	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	101	47.9	490,125	1,128	488,997		
短大卒	10	47.8	473,299	0	473,299		
高校卒	44	51.5	546,928	4,434	542,494		
技術課長	219	51.0	610,122	15,476	594,646	同上	
大学卒	93	48.3	615,041	1,261	613,780		
短大卒	22	51.1	584,092	12,278	571,814		
高校卒	104	53.4	610,960	28,621	582,339		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	64	46.0	460,087	29,882	430,205	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>
	大学卒	41	43.6	433,190	31,680	401,510	
	短大卒	7	45.0	377,027	35,671	341,356	
	高校卒	16	51.8	545,365	24,110	521,255	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	29	48.6	557,127	6,431	550,696	同上
	大学卒	16	45.3	568,311	2,771	565,540	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	13	52.7	543,139	11,009	532,130	
	事務係長	194	44.3	437,719	48,195	389,524	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	110	43.3	414,288	34,805	379,483	
	短大卒	17	46.2	390,984	29,844	361,140	
	高校卒	67	45.5	501,549	81,841	419,708	
	技術係長	280	48.1	588,115	117,632	470,483	同上
	大学卒	81	44.4	604,141	142,727	461,414	
	短大卒	40	47.0	615,484	135,952	479,532	
	高校卒	159	50.3	573,417	100,722	472,695	
	事務主任	63	42.6	359,562	42,538	317,024	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	大学卒	29	41.1	383,213	55,551	327,662	
	短大卒	15	44.4	333,706	34,296	299,410	
	高校卒	19	43.5	343,502	28,961	314,541	
	技術主任	122	45.7	534,050	79,091	454,959	同上
	大学卒	14	45.9	420,972	68,825	352,147	
	短大卒	13	43.0	555,547	73,929	481,618	
	高校卒	95	46.1	545,142	81,053	464,089	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	577	33.8	309,045	35,391	273,654	
大学卒	286	30.5	295,914	30,639	265,275		
短大卒	71	40.8	317,580	34,837	282,743		
高校卒	220	37.0	329,016	43,897	285,119		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	611	29.7	358,568	67,982	290,586		
大学卒	175	27.6	333,762	72,888	260,874		
短大卒	76	29.1	359,294	62,623	296,671		
高校卒	357	31.0	373,733	66,293	307,440		
中学卒	3	37.0	303,896	49,772	254,124		

## (3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	支店長	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	3	53.7	634,665	0	634,665	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	53.7	634,665	0	634,665	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	39	54.0	528,035	1,448	526,587	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	20	53.2	551,055	0	551,055	
	短大卒	4	52.2	596,982	0	596,982	
	高校卒	14	55.5	482,558	3,900	478,658	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	37	49.9	534,717	1,910	532,807	同上
	大学卒	23	49.0	538,801	1,167	537,634	
	短大卒	7	49.8	531,941	112	531,829	
	高校卒	7	53.5	523,033	6,390	516,643	
	事務部次長	10	46.6	397,888	815	397,073	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	7	47.2	404,201	1,188	403,013	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	45.4	384,104	0	384,104	
	技術部次長	20	50.2	482,820	1,306	481,514	同上
大学卒	11	52.1	516,035	1,671	514,364		
短大卒	3	47.7	463,728	2,556	461,172		
高校卒	6	47.7	428,695	0	428,695		
事務課長	88	48.4	426,520	4,110	422,410	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	48	46.9	428,791	5,532	423,259		
短大卒	7	48.3	458,696	0	458,696		
高校卒	33	50.6	416,659	2,920	413,739		
技術課長	100	47.4	451,031	3,553	447,478	同上	
大学卒	52	46.2	465,836	1,685	464,151		
短大卒	29	47.2	428,376	11	428,365		
高校卒	19	51.0	443,700	13,863	429,837		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務課長代理	31	44.4	370,257	2,487	367,770	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>	
	大学卒	14	39.0	353,505	1,726	351,779		
	短大卒	4	42.6	350,343	3,921	346,422		
	高校卒	13	50.6	393,148	2,862	390,286		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	22	46.3	426,156	46,030	380,126		同上
	大学卒	13	43.4	435,275	47,730	387,545		
	短大卒	3	51.5	376,651	0	376,651		
	高校卒	6	50.3	430,702	65,783	364,919		
	事務係長	125	46.0	361,981	36,924	325,057		<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	52	43.6	368,611	36,438	332,173		
	短大卒	33	45.9	367,838	46,328	321,510		
	高校卒	40	49.1	348,470	29,695	318,775		
	技術係長	84	43.3	419,517	74,701	344,816		同上
	大学卒	43	42.1	424,611	79,601	345,010		
	短大卒	18	41.4	411,700	52,408	359,292		
	高校卒	23	47.0	416,023	82,895	333,128		
	事務主任	119	38.9	312,432	34,187	278,245		<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	大学卒	61	36.1	323,214	35,660	287,554		
	短大卒	30	41.1	300,254	33,974	266,280		
	高校卒	28	43.0	300,218	30,903	269,315		
	技術主任	58	38.8	382,240	67,685	314,555		同上
	大学卒	35	37.5	386,695	63,110	323,585		
	短大卒	9	42.6	387,258	67,137	320,121		
	高校卒	12	40.5	348,523	60,321	288,202		
	中学卒	2	34.7	486,821	198,061	288,760		
	事務係員	478	35.9	256,052	22,459	233,593		
大学卒	192	32.6	263,861	25,515	238,346			
短大卒	100	39.3	255,970	20,793	235,177			
高校卒	185	37.6	247,146	19,432	227,714			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術係員	348	33.1	306,724	51,447	255,277			
大学卒	211	31.0	313,572	56,623	256,949			
短大卒	71	34.9	298,318	42,913	255,405			
高校卒	66	38.2	293,137	43,592	249,545			
中学卒	-	-	-	-	-			

## (4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	13	52.8	505,730	0	505,730	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	9	55.4	523,305	0	523,305	
短大卒	2	44.5	474,303	0	474,303	
高校卒	2	49.5	458,070	0	458,070	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	7	49.6	484,880	0	484,880	同上
大学卒	3	46.0	474,287	0	474,287	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	3	51.0	510,967	0	510,967	
事務部次長	3	52.3	501,776	0	501,776	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	3	52.3	501,776	0	501,776	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	18	48.0	430,582	0	430,582	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	15	47.1	437,134	0	437,134	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	2	50.0	386,750	0	386,750	
技術課長	19	48.8	391,929	67	391,862	同上
大学卒	10	48.2	374,099	126	373,973	
短大卒	3	47.0	408,263	0	408,263	
高校卒	6	50.7	413,478	0	413,478	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	9	44.0	385,740	0	385,740	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> <li>中間職(課長一係長間)</li> </ul>
	大学卒	5	41.6	387,436	0	387,436	
	短大卒	3	43.7	384,901	0	384,901	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長代理	5	42.8	384,653	21,253	363,400	同上
	大学卒	3	46.3	388,333	0	388,333	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	24	44.8	340,106	23,248	316,858	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長</li> <li>係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	9	45.3	341,820	19,361	322,459	
	短大卒	5	38.8	335,382	23,210	312,172	
	高校卒	10	47.3	340,924	26,767	314,157	
	技術係長	15	42.0	362,759	38,913	323,846	同上
	大学卒	7	44.1	364,645	36,061	328,584	
	短大卒	5	38.2	340,949	18,927	322,022	
	高校卒	3	43.3	394,709	78,879	315,830	
	事務主任	22	41.0	297,620	30,117	267,503	<ul style="list-style-type: none"> <li>係長等のいる事業所における主任</li> <li>係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	大学卒	11	38.9	304,920	33,354	271,566	
	短大卒	7	42.0	297,134	23,520	273,614	
	高校卒	4	45.0	278,396	32,763	245,633	
	技術主任	27	44.0	344,353	47,488	296,865	同上
	大学卒	11	40.2	358,202	63,460	294,742	
	短大卒	8	46.6	333,629	37,510	296,119	
	高校卒	8	46.5	336,035	35,504	300,531	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	173	38.0	246,043	14,864	231,179	
大学卒	72	32.9	262,082	15,467	246,615		
短大卒	33	39.7	238,235	15,732	222,503		
高校卒	66	42.8	228,611	13,875	214,736		
中学卒	2	52.7	288,323	9,472	278,851		
技術係員	84	35.2	278,582	39,578	239,004		
大学卒	40	34.8	290,569	42,613	247,956		
短大卒	24	33.0	261,915	33,334	228,581		
高校卒	19	39.8	280,646	43,483	237,163		
中学卒	x	x	x	x	x		

2 その他の職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 職種 ・ 労務 関係	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	2	52.5	285,287	20,584	264,703	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	5	54.0	248,323	6,452	241,871	
研究 関係 職種	研究所長	2	50.6	732,853	0	732,853	構成員50人以上の所の長 2室(係)以上または構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記の研究員より上位の者(研究所長の職 名を有する者、上記の研究部(課)長およ び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	17	46.2	547,542	23,430	524,112	
	研究室(係)長	12	41.3	463,357	68,961	394,396	
	主任研究員	26	38.8	393,909	37,107	356,802	
	研究員	51	32.4	315,674	33,871	281,803	
	研究補助員	14	35.1	357,323	40,336	316,987	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師5人以上 - 上記の院長に事故等のあるときの職務代行者 - 部下に医師または歯科医師1人以上
	副院長	-	-	-	-	-	
	医科長	-	-	-	-	-	
	医師	11	49.4	1,443,409	0	1,443,409	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	6	57.2	394,142	15,391	378,751	
	診療放射線技師	6	42.3	329,688	13,102	316,586	
	臨床検査技師	3	37.3	235,867	0	235,867	
	栄養士	15	34.9	228,417	4,773	223,644	
	理学療法士	16	28.8	259,060	1,588	257,472	
	作業療法士	9	36.0	282,785	799	281,986	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上 部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師長	4	55.3	390,676	33,966	356,710	
看護師	38	41.3	308,223	23,008	285,215		
准看護師	16	45.5	294,189	24,428	269,761		
教育 関係 職種	大学 教授	21	50.3	529,569	0	529,569	
	大学 准教授	13	43.8	428,874	0	428,874	
	大学 講師	11	38.7	388,030	0	388,030	
	大学 助教	7	30.6	239,786	0	239,786	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	-	-	-	-	-	
	高校 教頭	x	x	x	x	x	
	高校 教諭	29	39.0	381,070	0	381,070	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			係長
4級	係長	係長	
3級			主任
2級	主任	主任	
1級			係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
		大 学 卒	33.3	(25.4)
高 校 卒	23.0	(26.1)	(73.9)	(0.0)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当の見直し内容	事業所割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	6.1
税制および社会保障制度の見直しの動向 等によっては見直すことを検討する	8.5
配偶者に対する家族手当を見直す 予定がない(検討も行っていない)	85.3

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

第 16 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
43.3	56.7	52.2	47.8

第 17 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	割 合	累積割合
31%以上	4.3	4.3
30%	22.7	27.0
29%	0.0	27.0
28%	0.0	27.0
27%	4.3	31.3
26%	0.0	31.3
25%	68.7	100.0



### 3 生計費関係資料



## 標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

### （１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### （２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 28 年 5 月から平成 29 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 28 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

**第18表 費目別、世帯人員別標準生計費**

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	24,720 円	43,580 円	51,030 円	58,470 円	65,910 円
住居関係費	39,730	49,030	41,870	34,700	27,540
被服・履物費	1,910	4,780	6,230	7,670	9,110
雑費 I	23,180	31,340	43,180	55,030	66,880
雑費 II	7,590	22,120	23,980	25,840	27,700
合計	97,130	150,850	166,290	181,710	197,140

その2 全国

【平成29年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,350 円	44,690 円	52,320 円	59,960 円	67,590 円
住居関係費	46,690	57,620	49,200	40,780	32,360
被服・履物費	2,640	6,620	8,620	10,620	12,620
雑費 I	33,300	45,020	62,030	79,060	96,070
雑費 II	8,580	24,990	27,090	29,200	31,300
合計	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940

**第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数**

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.567	0.664	0.761	0.858
住居関係費	1.142	0.975	0.808	0.641
被服・履物費	0.426	0.554	0.682	0.811
雑費 I	0.321	0.442	0.563	0.684
雑費 II	0.394	0.427	0.460	0.494

## 4 労働経済関係資料



第20表 労働経済指標

項目		年月	平成28年										平成29年				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全国	金額(円)	305,460	301,484	528,559	426,928	300,048	295,620	298,760	310,696	662,980	301,049	293,387	313,276	307,611
			前年同月比(%)	0.1	0.2	2.3	1.3	0.5	0.2	0.2	0.8	1.1	0.6	0.4	0.0	0.7	
		福井県	金額(円)	287,592	278,383	505,749	402,867	281,116	285,302	282,577	304,085	648,728	282,027	284,548	292,440	292,444	
			前年同月比(%)	1.1	0.6	△ 0.8	2.3	0.0	3.6	1.9	2.7	2.5	0.5	1.1	△ 1.0	1.7	
		きまって支給する給与	全国	金額(円)	293,837	287,535	290,273	290,078	288,290	289,120	290,976	290,747	290,721	288,063	289,334	291,429	294,971
			前年同月比(%)	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	
	福井県	金額(円)	284,616	274,990	278,740	278,715	276,852	280,857	281,824	283,258	280,333	277,787	283,267	281,188	282,076		
		前年同月比(%)	1.0	0.1	0.1	0.3	0.9	2.2	2.2	1.9	0.7	0.8	2.0	△ 0.1	△ 0.9		
	製造業	きまって支給する給与	全国	金額(円)	323,894	315,414	321,855	322,494	318,875	321,218	323,143	323,718	323,921	317,481	332,784	323,416	326,200
			前年同月比(%)	0.3	△ 0.3	0.3	0.2	0.7	0.3	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	0.6	0.7	
		福井県	金額(円)	305,783	296,923	304,029	302,887	299,193	305,426	307,921	308,724	307,733	303,015	308,154	306,337	305,145	
			前年同月比(%)	△ 0.5	△ 0.4	0.3	△ 0.9	0.8	1.2	2.1	2.0	1.5	2.2	2.5	0.6	△ 0.2	
全産業	総実労働時間数	全国	(時間)	153.8	142.7	154.0	151.5	145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	
			うち所定外労働時間数(時間)	13.3	12.2	12.5	12.5	11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	
	福井県	(時間)	159.8	146.7	162.2	157.3	151.7	157.4	154.8	157.4	154.0	141.5	155.6	156.8	159.1		
		うち所定外労働時間数(時間)	13.3	12.1	12.1	12.2	12.2	13.2	13.5	13.6	13.0	12.0	12.8	13.1	13.0		
生計費(総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全国	金額(円)	298,520	281,827	261,452	278,067	276,338	267,119	281,961	270,848	318,488	279,249	260,644	297,942	295,929	
		(集計世帯数 7,698)	前年同月比(%)	△ 0.7	△ 1.6	△ 2.7	△ 0.9	△ 5.1	△ 2.6	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9	
	人口5万人以上の都市	金額(円)	303,230	287,296	262,293	284,636	279,169	270,526	288,427	275,310	322,841	283,995	264,612	301,907	300,367		
		(集計世帯数 7,225)	前年同月比(%)	0.0	△ 0.9	△ 3.3	1.5	△ 5.0	△ 2.9	1.4	△ 0.8	0.7	△ 0.2	△ 4.2	△ 0.9	△ 0.9	
	福井市	金額(円)	275,951	288,820	237,898	297,247	261,045	239,940	295,915	240,922	277,735	251,723	237,497	276,837	278,906		
		(集計世帯数 94)	前年同月比(%)	1.6	△ 1.4	△ 5.7	△ 1.4	△ 13.8	△ 12.8	1.3	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.9	△ 4.0	7.9	1.1	
消費者物価指数	全国	前年同月比(%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4		
(総務省)	福井市	前年同月比(%)	0.2	△ 0.2	0.0	△ 0.2	0.0	△ 0.6	0.4	0.7	0.6	0.8	0.4	0.4	0.6		
完全失業率	全国	(%)	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8		
(総務省)	福井県	(%)	1.8			2.1			1.4			1.7			2.1		
有効求人倍率	全国	(倍)	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48		
(厚生労働省)	福井県	(倍)	1.83	1.82	1.84	1.82	1.82	1.86	1.89	1.89	1.91	1.93	1.89	1.94	2.00		
鉱工業生産指数	全国	前年同月比(%)	△ 3.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 4.2	4.5	1.5	△ 1.2	4.4	3.1	3.2	4.7	3.5	5.7		
(福井県政策統計・情報課)	福井県	前年同月比(%)	△ 4.9	1.7	△ 2.2	△ 6.4	2.5	1.4	△ 1.5	4.7	7.8	14.1	10.6	14.0	16.0		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。  
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成28年4月から平成29年4月までの1か月平均を示す。  
 3 福井県の平成29年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。